

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和四年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）天理指柳商業施設計画  
所在地 天理市指柳町四三七

二 天理市から聴取した意見の概要

- 1 近隣に天理市立中央保育所があるため、登降所に係る保護者の送迎車及び外遊びの児童並びに保育士の交通等について十分留意すること。
- 2 計画地周辺道路が天理市立学校園の通学通園路にあたるので、立地の際には十分留意すること。
- 3 事業開始に伴い、騒音規制法及び振動規制法による特定建設作業を実施する場合は、七日前までに市環境政策課に届け出ること。また、特定施設を設置する場合は、三十日前までに市環境政策課に届け出ること。
- 4 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。
- 5 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。
- 6 近隣地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和四年十一月一日から同年十二月一日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで